

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第11回会議（平成23年1月21日開催）議事要旨

第1 議題

ヒアリング、海外調査結果の発表等

第2 概要

1 国家公安委員会委員長あいさつ

中野国家公安委員会委員長から、警察は、国民の人権を守るために実力行使をすべき機関である一方、この運用に間違いは許されません。国民の人権を如何に守るか、治安を如何に維持していくのかの方策について、議論・研究を深めていただきたい旨のあいさつがあった。

2 海外調査結果の発表

(1) 事務局説明

事務局から、以下の4カ国における刑事司法制度について説明した。

ア オーストラリア

身柄拘束（一般に無令状逮捕）による捜査期間は原則4時間であり、また、身柄拘束されていても取調べに応じないことも多く、取調べの比重は低い。

ニューサウスウェールズ州では、一定の重大な犯罪について、自認は、取調べの録音・録画がされた場合を除いては、証拠として許容されない。

録音・録画の実施により、電話傍受、家の監視等、多様な捜査手法を用いて、数ヶ月をかけて証拠を収集するようになったとの指摘あり。

捜査手法として、通信傍受（年間3,220件（2008年度））、会話傍受を可能とする監視装置（連邦法では年間413件（2008年度））、DNAデータベース（約40万件（被疑者・有罪確定者等、2010年6月現在））、潜入捜査の活用等がある。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

イ 韓国

任意捜査が原則。刑法犯の認知件数は89万7,536件、無罪率は約2%（い

ずれも 2008 年 )。

被疑者取調べの録音・録画は検察官・警察官の裁量により実施するが、証拠能力に差を設けている。映像録画物は、調書の真正成立の立証、及び被告人等の記憶喚起に使用。

近年、司法協力者の訴追免除及び刑罰減免、重要参考人の出頭義務化、司法妨害罪等を内容とする刑事訴訟法等の改正が検討されている。

捜査手法として、通信傍受、会話傍受、国家安保のための傍受(いずれも件数非公表)、DNAデータベース(2010年7月運用開始)の活用、性犯罪者等に対する位置追跡電子監督制度、満17歳以上の全国民の指紋登録制度による指紋の捜査活用等がある。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

## ウ 台湾

犯罪の認知件数は38万6,075件(2009年)。刑事第一審の無罪率は約4%(2008年)。

被疑者・被告人の取調べについては全過程を連続で録音することとされるが、録画については、社会の関心を引く重大案件等に限定。

捜査官の印象では、取調べにより自白が得られる割合は、10人に1人ぐらいとのこと。

比較的軽い犯罪については、被告人が罪を認めて被害者への謝罪や賠償を行うことと引き換えに、検察官と被告人が同意した刑を裁判官に請求する「協商程序」という制度を活用。重い罪については司法取引が可能。

捜査手法として、通信傍受(年間6,112件、2万5,934対象(2008年))、DNAデータベース(全体で約5万4,000件(2010年現在))の活用等がある。その他、電話契約者や架電情報、戸籍、銀行の口座名義人等の情報が警察の端末で容易に照会可能。

弁護人の取調べへの立会いが可能。

## エ 香港

主要捜査機関は警察で、検察官は訴追のみを担当。認知件数は7万7,630件、検挙率は約46%(いずれも2009年)。無令状逮捕が通常で、任意捜査で被疑者を起訴することはほとんどない。

取調べの録音・録画は、警察の内規（非公表）により、一定の重大犯罪の被疑者の取調べについて行うこととなっているが、裁量により録音・録画を実施しないことも可能。

逮捕から起訴（告発）までの拘束可能時間は 48 時間。起訴後の取調べは原則不可。

答弁制度があり、有罪答弁を行った被告人は、証拠調べなく有罪が確定。司法取引や証言拒否による犯人隠避罪、証人保護などを、証言を得ることに活用。

捜査手法として、通信傍受（年間 1,693 件（2008 年））、会話傍受等の秘匿監視（年間 198 件（2008 年））DNA データベース（3 万 909 件（遺留 DNA を除く。2010 年現在））の活用等がある。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

## （ 2 ） 質疑応答（ が委員からの質問事項、 が回答）

発表のあった各国において、可視化が捜査にどのような影響を及ぼしたのか。

オーストラリアは、様々な意見がある。韓国では公式なデータではないが、面接した検事や捜査官からは、捜査上はやりづらくなったという反応を聞いている。台湾と香港では、公式ではないが、自白が取りにくくなったという反面、警察官の保護にもなるという両面があるという意見である。

## 3 警察官（刑事）からのヒアリング

### （ 1 ） A 警部（警視庁）

#### ア 発表

警視庁刑事部捜査第一課勤務当時、女性殺害事件の捜査に従事。被疑者を別事件で逮捕した。

死体の遺棄場所は不明であり、被疑者は殺人そのものを否認していたが、家族の話、少年時代の話等をすることによって、被疑者との距離が縮まった。

最後は、「被害者を、大好きだった町に返してやれ。」等と言ったところ、被疑者は号泣した。その後、被疑者を落ち着かせ、説得して自供させた。

被疑者の家族等の話は被疑者自身が一番他人に見せたくない弱い部分であり、録音・録画されていれば被疑者がそれらを語ったとは思えない。

真相解明を迫及するために取調べの機能を壊さないで欲しいという思いは、現場の刑事がみな持っている。

イ 質疑応答（ が委員からの質問事項、 が回答）

取調べにおいて、被疑者から家族等の話をしたり聞き出すのは必要なのか。

被疑者を調べる上で、被疑者の心を開かせることが重要であり、事件の背景等に結びつく様々な事情を聞くことによって信頼関係が築ける。

強い説得をすることにより、逆に虚偽自白が生まれることがあると思って取調べをしたことはないか。

自分には虚偽自白の経験はない。供述については、捜査で徹底した裏付けを繰り返すべきと考える。

( 2 ) B 警部 ( 警視庁 )

ア 発表

警視庁刑事部捜査第二課勤務当時、詐欺事件の捜査に従事。被疑者を否認のまま逮捕した。

被疑者は、当初「お前らに話すことはない」といった態度であったが、「問うに落ちず、語るに落ちる」の信念のもと、本心を語らせるために、被疑者の生い立ち等から丹念に話を聞いたところ、幼少のころにいじめられた話や、過去の苦労話等をするようになり、自白しやすい心理状態が生まれた。その後、被疑者は突然泣き出し、自白するに至った。

被疑者の心の傷を語らせないと事件の本質は見えてこない。一番言いたくないことを言わせるのが取調べ。録音・録画をした状態で、被疑者の心の叫びを聞くことができるのか疑問である。被疑者のプライバシーに関することを切り離し語らせては、全体の真実は見えず、供述の信用性も判断できない。

犯行には動機がある。時として人間の愚かさ、みにくさを表すもの。本当の動機を言わせないといけない。動機を語らない被疑者が全容を話すことはあり得ない。

イ 質疑応答（ が委員からの質問事項、 が回答）

取調べの手法はどういう経緯で学んだのか。また、伝承方法はどのように考えているか。

刑事になる前に留置係をすることが多く、そこで被疑者の心情の移り変わ

りなどを学ぶ。刑事になってからは、先輩の取調べを見るなど、現場で学ぶ。反面教師もいわば学ぶに足ることもある。取調べの伝承も、取調べの現場で身をもって私のやり方を見る後輩が学ぶしかない。

#### 4 検討

これまでの海外調査結果の報告や、本日の警察官のヒアリングを聞いていると、日本と諸外国では、刑事司法の目的、パフォーマンスが違うという印象を持った。日本では、取調べに負荷がかかっているように思える。諸外国では、有罪答弁等によりプロセスが簡略化され、全体を低コストで行っているという印象を持った。諸外国と日本の再犯確率の差についても知りたい。

(前記意見に関連して)取調べは、被疑者を落とすために行っている。自分の人生を語らないで、相手に人生を語らせることはできない。人間関係を作ってはじめて相手も心がほどける。日本の警察官は、被疑者に自白させ、真相を語らせ、刑罰を与え、被害者の期待に応えたいと考えている。すべてを自白させることが再犯の抑止にもなる。しかし、諸外国では、そもそも自白を得る努力をしない国が多い。

被疑者側の変化、また、取調べ官の意識の変化等により、従来型の取調べが難しくなっているのは現実。よって、(取調べの可視化とは別に)今後の取調べの在り方について検討することが必要である。

被害者は、自白を得てすべてを明らかにしてもらいたいと思う。しかし、自白は、往々にして、それは被告人のストーリーであり、被告人の話に乗っかっている話が多い。「被害者のため」とは、自白を得ることだけではなく、えん罪を防止するというのも重要。

この研究会では、まだ捜査手法について十分な議論がなされていない。捜査手法ごとに、事務局で、専門家等の知見も借りて、整理したたたき台のようなものを出していただきたい。

#### 5 その他(次回会議の日程等)

次回会議においては、中間とりまとめ案の検討、韓国の刑事司法制度の専門家を招聘しての講演等を行う。